

京都駅ビル洪水時の避難確保・浸水防止計画

制定	平成24年	6月
改正	平成25年	6月
改正	平成25年	8月
改正	平成25年	10月
改正	平成26年	12月
改正	平成27年	10月
改正	平成29年	6月

1 目的及び適用範囲

(1) 目的

この計画は、水防法第15条に基づき、京都駅ビル開発株式会社（以下「駅ビル」という。）の管理区域（以下「管理区域」という。）の地下施設への浸水に対する必要な措置に関して定め、駅ビルの顧客等の利用者（以下「利用者等」という。）及び管理区域に勤務し又は出入りする全ての者並びに防火防災管理業務の一部を受託している者（以下「勤務者等」という。）の洪水時の円滑、かつ迅速な避難の確保を図るとともに、浸水の防止を図ることを目的とする。

(2) 適用範囲

この計画は、勤務者等に適用するものとする。

2 管理権原者等の任務と権限

(1) 管理権原者及び自衛水防統括管理者

駅ビルの代表取締役社長は管理権原者として、管理区域における浸水対策業務の全てについて責任を負い、京都駅ビル消防計画（以下「消防計画」という。）に定める防火防災管理者を自衛水防組織統括管理者（以下、「水防統括管理者」という。）に選任して、次の業務を行わせるものとする。

この場合、水防統括管理者は、消防計画に定める副防火防災管理者、防火防災責任者、火元責任者及び防火防災管理業務の受託者に対して、浸水対策として必要な業務の一部を分担させるものとする。

ア 洪水時の避難確保・浸水防止計画の作成（又は変更）

イ 自衛水防本部の運用

ウ 洪水時を想定した訓練の実施

エ 洪水時の避難確保及び浸水被害を防止、軽減するための整備、管理及び点検の実施

（ア）情報収集・伝達の装備、機材

（イ）浸水防止設備、機材

（ウ）避難対策設備、機材

（エ）その他

オ 勤務者等への洪水対策に関する教育

カ 京都駅ビル共同防火防災管理協議会（以下「共同管理協議会」という。）及び京都駅周辺防災ネットワーク協議会（以下「ネットワーク」という。）との情報交換及び連携活動

キ 利用者等への啓発

ク その他

(2) 計画の京都市への報告及び公表

管理権原者は、浸水時避難確保計画を定めたとき又は変更したときは、水防法第15条に基づき、

京都市長へ報告するとともに、駅ビルのホームページに掲示し、公表するものとする。

3 対象施設の概要

この計画の対象となる施設の概要は、次のとおりである。

(1) 施設名、所在地、管理者、位置図

- ア 施設名 京都駅ビル
イ 所在地 京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901番地
ウ 管理者 京都駅ビル開発株式会社
代表取締役社長
エ 位置図 別紙1「施設付近見取図」のとおり

(2) 地下施設の概要

- ア 建物用途 複合用途対象物
イ 構造 鉄筋コンクリート地上16階地下3階
ウ 京都駅ビル管理部分
- ・地下3階 用途：駐車場、熱源機械室、受水槽置場 面積：8,177㎡
 - ・地下2階 用途：専門店用機械室、専門店用電気室 面積：875㎡
 - ・地下1階 用途：中央防災センター、駅機械室、電気室 面積：1,408㎡
 - ・地下施設への出入口 6箇所（地下3階：2箇所、地下2階：1箇所、地下1階：3箇所）
 - ・昇降設備 3基（地下3階：2基、地下2階：0基、地下1階：1基）

エ 施設図

別紙2「京都駅ビル施設概要図」のとおり

(3) 地下施設の業務等

業務等	地下3階	地下2階	地下1階
業務人員	設備員 （24時間常駐）2名 警備員 （随時巡回）1名		中央防災センター （24時間体制）9名
利用状況	地下3階は、熱源機械室、 受水槽置場、利用者（百貨 店、ホテル等）及び納品業 者の駐車場となっている。 駐車台数90台	地下2階は、専門店用機 械室、専門店用電気室へ の立ち入りのみ	地下1階は、中央防災セン ター、駅機械室、電気室へ の立ち入りのみ

4 災害の想定

(1) 鴨川の氾濫（外水氾濫）による浸水の想定

本計画では、京都市策定のハザードマップ「京都市水災ハザードマップ 東山区・下京区版」（令和2年4月）（以下「ハザードマップ」という。）に基づき、次の状況を踏まえて駅ビル地下施設への浸水を想定した場合、駅ビルが管理する東西駐車場出入口及び40階段から浸水する可能性のほか、隣接する地下街等を介して、駅ビル地下3階、地下2階及び地下1階に浸水するおそれがある。

【別紙3「京都駅ビル周辺の浸水深度想定」、別紙4「京都駅前広場水準（標高）」参照】

ア ハザードマップでは、駅ビル周辺は概ね0.5m以上3.0m未満の浸水想定区域に区分されている。

イ 駅ビル前の路面状況は別紙４のとおり、最も低いポルタ地下街Ｃ１０階段（塩小路通ローソン前付近）の歩道面の標高が２８．７８ｍであるのに対して、ＪＲ西日本京都駅玄関口の標高は２９．９８ｍと１．２ｍの高低差がある。

ウ １階出入口の状況は、次のとおりである。

出入口名称		場 所	想定される浸水危険
駅ビル 管理の 出入口	出入口１	地下駐車場東出入口 （ホテル側）	駐車場東出入口は、基準点より１．２ｍ高い Ａ ７階段の南側に位置し、同レベルにあることから浸 水危険は極めて低い、地下への直接浸水危険とな る。
	出入口２	地下駐車場西出入口 （百貨店側）	地下Ｂ１からＢ３への浸水
出入口３		４０階段（駅管理）	中央防災センターへの浸水

（２）内水氾濫による浸水の想定

駅ビル竣工後、当ビルへの浸水履歴は無く、東洞院通及びＪＲ西日本京都駅線路が１階入口床面より約１ｍ低い位置にあることや堀川通りとの高低差などから、内水氾濫により駅ビルが管理する出入口から地下施設へ浸水する可能性は小さいと考える。

しかしながら、駅、百貨店、ホテル、専門店、地下街等が管理する複数の出入口や京都市営地下鉄が存在しているため、それらの地下施設を通しての浸水の可能性は高い。

なお、雨水等の流入のおそれがある出入口等については、別紙５「内水氾濫による浸水想定」のとおりである。

５ 浸水時の体制

（１）自衛水防本部の設置

管理権原者は、気象情報、河川情報の発表や局地的な集中豪雨等により、管理区域の地下施設への浸水の危険性を認めた場合は、本部長として、水防統括管理者に下命して、自衛水防本部を設置するものとする。

なお、水防統括管理者は、自衛水防本部の配備体制及び活動内容（別紙７「自衛水防本部の配備体制及び活動内容」）で定めた体制等に基づき、自衛水防本部を統括する

（２）自衛水防活動の開始

水防統括管理者は、勤務者等で編成する各活動班を指揮して、地下施設への浸水を防止、抑制する措置及び利用者等並びに勤務者等の避難対応などを迅速、かつ的確に実施し、浸水による被害の防止、軽減を図るものとする。

（３）自衛水防活動の範囲

管理区域及び共同管理協議会参加事業所又はネットワーク加入事業所の管理権原者等から応援要請があり、水防統括管理者が必要と認めた場合の管理区域以外の事業所の地下施設等とする。

（４）自衛水防本部の設置、体制及び活動内容等

自衛水防本部は、中央防災センターに設置し、水災情報等に応じて新京都センタービル８階（駅ビル本社）に設置する。

水災情報等の連絡体制、自衛水防本部設置の判断等は、別紙６「京都駅ビル水害等災害時における連絡体制」のとおりとする。

駅ビル本社の体制は、別紙７「自衛水防本部の配備体制及び活動内容」のとおり、水災情報等に応じて３段階とし、各段階に応じた活動を実施するものとする。

（５）自衛水防本部の組織等

自衛水防本部の組織、分担及び任務は、別紙８-１「自衛水防本部の組織、分担、任務」、自衛水防本部体制は、別紙８-２「自衛水防本部体制」のとおりとする。

但し、中央防災センターに設置する自衛水防本部は、「中央防災センター要員による防災防犯警備業務」に基づき、中央防災センターの要員で対応する。

（６）自衛水防本部の活動

自衛水防活動は、共同管理協議会を構成する事業所の地下施設の自衛水防活動と密接、不可分の関係であり、各活動分野において、京都駅ビル全体に係る消防計画に基づいた連携活動を行うこととする。

ア 情報収集の体制

浸水の危険性を迅速に把握するため、次により情報の収集を行う。

（ア） 外部からの情報

気象情報、河川情報、行政機関からの情報及京都駅周辺防災ネットワーク連絡体制（別紙１０「京都駅周辺防災ネットワーク連絡体制」）を通じての情報等

（イ） 内部からの情報

京都駅ビル周辺の降雨状況、路上・広場の冠水、流水状況、中央防災センターのカメラ映像、勤務者等の地下施設入口付近の視認状況からの情報等

イ 情報の伝達

自衛水防本部で収集した情報は、本部指揮班において集約、分析を行うとともに必要な活動等の方針を定め、別紙９「京都駅ビル水防情報伝達体制」のとおり、中央防災センターを活用して関係機関等へ伝達する。

ウ 避難誘導の体制

（ア） 避難開始の基準

- a 浸水の危険性が高く、水防統括管理者が避難の開始を決定したとき。
- b 浸水が発生したとき。
- c 洪水情報等により、鴨川の右岸堤防が溢水又は溢水のおそれがあるとき。
- d 京都市又は下京区の災害対策本部長から京都駅周辺地域に避難勧告又は避難指示が発令されたとき。

（イ） 避難の原則

避難は利用者等を最優先とし、続いて勤務者等の避難を基本に水防統括管理者の指示による避難誘導を行うことを原則とする。

（ウ） 避難誘導の方法等

- a 駅ビルの放送設備を活用して、浸水の状況及び今後の見通し等について、勤務者等を通じて利用者等へ周知のうえ、落ち着いた避難行動を呼び掛ける。
- b 避難誘導班は、建物内の主要な通路及び避難階段等に誘導員を配置し、利用者等へ避難場所並びに避難経路を周知する。
- c 避難誘導班は、メガホン、強力ライト、ロープ等を活用して、利用者等が混乱しないよう心掛けながら誘導する。
- d 高齢者、小児等の避難行動に配慮すべき避難者については、可能な範囲でその周囲にいる利用者等へ支援、協力を要請する。
- e 浸水が始まった場合は、漏電事故等の危険があることから、エレベータ、エスカレータの

運転を停止し、階段を活用した避難誘導とする。

- f 利用者等の避難終了の確認に際しては、トイレ、倉庫、物置、駐車場の車両内等の視認を確実に実施する。

(エ) 避難経路の周知

避難経路及び避難場所については、別紙 1 1 の「避難経路図」を勤務者等へ予め示しておくものとする。

エ 避難者への情報提供

勤務者等を通じての避難行動を促すための放送については、利用者等のパニックを避けるため、可能な限り予報を含めた時点から開始するものとする。

放送での案内文については、別紙 1 2 「放送文例」のとおりとする。

(7) 他の事業所との連携

水防統括管理者は、地下施設への浸水が発生し又は発生するおそれがあると認めたときは、早期に共同管理協議会及びネットワーク関係事業所との情報交換及び連携活動を行い、被害の軽減を図るものとする。

(8) 休日、夜間等の体制

休日、夜間等の体制については、「別紙 6」及び「別紙 7」のとおり対応する。

なお、台風等事前に水災等が予測される災害の対応等については、水防統括管理者は、必要に応じて、休日出勤、待機等の指示を行うものとする。

ただし、当該自衛水防本部要員の居住地の自治体の地域に大雨特別警報が発表され又は当該自治体の長から居住する住民に避難勧告若しくは避難指示が出されている場合は、自らの身の安全を図る行動を優先するものとする。

また、駅ビルの存する地域に、同様の警報等が発表された場合は水防統括管理者が別途指示するものとする。

6 施設整備

(1) 浸水対策資機材等の整備

管理権原者は、地下施設の浸水被害の防止、軽減を図るため、浸水対策資機材を計画的に整備するものとする。

(2) 浸水対策資機材等の点検

浸水対策に活用する資機材は、別紙 1 3 「自衛消防隊装備一覧表」に記載し消防計画に定めるとおり、保安担当の課長が毎年 1 回機能等の点検を実施し、水防統括管理者へ報告するものとする。

7 防災教育、訓練の実施

浸水時の被害を最小限にするため、常日頃から勤務者等への洪水時の対応等の啓発・高揚を図るために、水防統括管理者は消防計画に定める防火防災教育に準じて、計画的な浸水対策等に関する教育、訓練を実施するものとする。

(1) 教育

ア 内容

(ア) 洪水時避難確保・浸水防止計画

(イ) 浸水のメカニズム

(ウ) 浸水対策資機材

イ 実施時期

- (ア) 新規採用者研修（４月）
- (イ) 梅雨時季前（５～６月）
- (ウ) 台風時季前（９月）

（２） 訓練

ア 方法

（ア） 図上訓練

地下施設の見取図などを活用して、地上への出入口、地上に通じる換気口等の水の流入が想定される箇所の確認を行い、浸水時の役割分担や対応方法に関して訓練を実施する。

（イ） 実地訓練

図上訓練の結果に基づき、浸水時に迅速、安全、かつ確実な活動ができるよう情報収集伝達、浸水対策及び避難誘導の訓練を現地で実施する。

イ 内容

（ア） 自衛水防本部の設置訓練

自衛水防本部要員の招集及び班編成の訓練

（イ） 情報収集伝達訓練

浸水に関する情報の収集方法とその伝達の訓練

（ウ） 浸水防止訓練

浸水対策施設、設備、資機材等の取扱いの訓練

（エ） 避難誘導訓練

浸水対策資機材等を活用した避難誘導、避難行動配慮者への支援及び逃げ遅れ者又は負傷者等の救出、救護の各訓練

ウ 実施時期

前記、教育に同じ

附則

この計画は平成２４年　６月１５日から施行する。

附則

この計画は平成２５年　６月１９日から施行する。

附則

この計画は平成２５年　８月　１日から施行する。（別紙７の改正）

附則

この計画は平成２５年１０月１０日から施行する。

付則

この計画は平成２６年１２月１２日から施行する。

水防法一部改正に伴う「京都駅ビル地下時の避難確保・浸水防止計画」を新たに策定したことに対して一部改正を行った。

付則

この計画は平成２７年１０月２２日から施行する。

付則

この計画は平成２９年　６月　１日から施行する。（別紙６及び別紙８の改正）

付則

この計画は令和 年 月 日から施行する。